

令和7年8月 回答分

手紙の概要	回 答
既設の防犯カメラを、新たに開通した道路付近へ移設してほしい。	移設を御提案いただきました防犯カメラは、「子ども見守り防犯カメラ」として設置したものです。子ども見守り防犯カメラの設置場所については、草津警察署による犯罪予防についての専門的見地から選定しており、犯罪の発生しそうな場所にピンポイントでカメラを向けるのではなく、エリアとして犯罪者の動向を捉えられるようにしています。御指摘いただきました地点の付近にも、移設を御要望されているカメラを含む2台のカメラを設置しており、それらの位置から周辺エリアを広くカバーし、近辺の防犯に重要な役割を担っているものです。そのため、せっかくの御提案ですが、現時点での移設はいたしかねますので、御理解をお願いします。 なお、子ども見守り防犯カメラとは別に、町内会等で設置される防犯カメラへの補助金制度を設けています。学区の中で御相談いただき、そちらの補助制度の利用により設置されることを御検討いただけましたら幸いです。 今後、子ども見守り防犯カメラ更新のタイミングで、交通流動の変化を見極め、今回いただきましたような御意見も踏まえた設置場所の再検討を行いたいと考えています。 【総合政策部 危機管理課】
市営住宅について、他市では車いすの人は優先的に入居できると聞いた。草津市でも優先的に入れるようにしてほしい。	市営住宅については、空き部屋が生じた場合、原則として5月と11月に新規入居者の募集を行っています。応募者が多数となった場合は、抽選会を実施します。抽選については、高齢の方や障害がある方など、一定の条件に合う申込者（世帯）は、くじを引いていただく回数が増える倍率優遇を受けることができます。しかしながら、あくまで「抽選」となりますので、応募いただいた市営住宅に必ず入居できるというわけではありません。なお、車いす専用住戸については、数に限りがあることから、空き状況によっては募集がない場合があります。 【建設部 市営住宅課】
広報くさつに掲載する市長プロフィールについて、大学名を記載する意図は何か。	広報くさつにおける市長プロフィールは、市民の皆様に、市長がどのような人物かをお伝えするための情報として、学歴や職務経歴、座右の銘等を、広報課において編集し、掲載しています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきますので、御理解をお願いします。 【総合政策部 広報課】

令和7年8月 回答分

手紙の概要	回 答
下校時の熱中症対策のため、保冷剤等を冷やせる冷凍庫を、小学校に設置してほしい。	冷凍庫を置くことは、熱中症対策として有効だと思います。しかし、冷凍庫を置くためには、冷凍庫の購入や電気代の支払いなどのためにお金が必要になりますが、市が管理している税金などのお金は、市民の皆さんが安心して生活できるように、どのように使うかの計画をたて、使い道が正しいかを議会で話し合ったうえで決めています。また、電子黒板やタブレットなどで電力を消費しているため、「学校で使える電気の量」が足りるかどうかもしっかり確認しなければなりません。すぐに冷凍庫を置くことは難しいですが、これらの問題についてしっかり考えさせていただきたいと思います。 【教育委員会事務局 教育総務課】
わたしの数学の研究成果を、市ホームページで紹介してほしい。	あなた様が熱心に取り組まれた研究活動につきまして、深く敬意を表します。 市ホームページでの研究成果の紹介を希望いただいておりますが、市ホームページは公共性の高いものを掲載しており、個人の研究成果については掲載をお断りしています。 御希望にお応えできず申し訳ありませんが、御理解をお願いします。 【総合政策部 広報課】
来年5月に施行予定の共同親権制度を含む改正民法は、親子関係に直結する極めて重要なものであり、市ホームページで周知してほしい。	当市におきましても、共同親権制度を含む民法改正については、親子関係に直結する重要な事項として、市民の方々からも多くの関心が寄せられていることを認識しています。 皆様への周知のため、当市のホームページ上では、離婚届や養育費について御案内しているページにおいて、こどもの養育に関することを掲載しているところですが、民法改正についての記載を追記し、内容を充実させて一層の周知を図っていきます。 なお、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）につきましては、草津市こども・若者計画において、計画策定の趣旨の冒頭等に記載するとともに、当市のホームページにおきましても、「こどもまんなか社会の実現を目指して」と題し、関連情報を掲載する中で、こども基本法や児童の権利に関する条約を掲載する「こども家庭庁のホームページ」にリンクする形で紹介をしています。引き続き、適切な周知に努めていきます。 【こども若者部 こども家庭若者課】

令和7年8月 回答分

手紙の概要	回 答
介護保険料を見直してほしい。 ①第6～8段階の低所得者、今より保険料を軽減してほしい。 ②第10段階以降は、高所得者として、段階ごとに基準額に対する割合を高く設定してほしい。 ③第13段階以降に、2～3段階増加してほしい。	①・②について 本市の介護保険料の基準額に対する係数につきましては、介護保険法施行令第38条において国が示す係数を設定したことから、国と同様の改正となっています。 具体的には、国が示す段階数および係数につきましては、「1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料率上昇の抑制を図る」とされており、これは、標準段階の9段階から13段階への多段階化および9段階から13段階の高所得者の係数を引上げることで、1段階から3段階の低所得者の係数を引下げています。本市も同様の係数としていることから、高所得者の係数を引上げ、1段階から3段階の低所得者に対する負担の軽減を図っています。 ③について 介護保険料の第13段階の所得段階の細分化については、次年度に見直しする令和9年度から令和11年度までの介護保険事業計画の策定において、国や他市町の動向及び本市の介護給付費の見込等を踏まえ、検討していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。 【健康福祉部 介護保険課】